高校教育改革「みやざきモデル」
宮崎大宮高等学校整備事業
要求水準書

令和８年 11 月

宮　崎　県

目次

Ⅰ　概要
1　整備対象敷地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3　要求水準書の位置け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4　要求水準書の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
5　関連法令・適用基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6　本事業における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　整備事業対象施設の要求水準
1　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（1）計画施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（2）配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（3）意匠計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（4）施設の環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（5）施設の安全性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（6）研修実習棟の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（7）実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（8）独自提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

2　施設全体の要求水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（1）研修実習棟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（2）その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

Ⅲ　業務実施に係る要求水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1　事前調査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（1）地盤調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（2）電波障害調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（3）その他調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2　設計・工事監理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（1）設計内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（2）打ち合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（3）設計・工事監理体制及び技術者等の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3　施工業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（1）施工体制及び技術者等の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

Ⅰ　概要

1　整備対象敷地の概要

項目	概要
所在地	宮崎市神宮東（県立宮崎大宮高校内）
敷地面積	46,897.79 ㎡
接道状況	西側：県道４４号宮崎高鍋線（幅員約 21m） 北側：市道神宮東１－１号線（幅員約４ｍ）
都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限	都市計画地域内：第二種住居地域
インフラ状況	水道　：西側道路 100mm（MDIP）、敷地内引込み 75mm
	ガス　：都市ガス
	電気　：九州電力㈱
	汚水、雑排水　：公共下水道（合流式）

2　事業スケジュール

本事業の主なスケジュールは以下のとおりとする。

事業契約締結	仮契約：令和９年１月下旬 本契約：令和９年３月中旬
設計及び施工期間	契約締結後～令和 11 年１月 31 日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

3　要求水準書の位置づけ

本要求水準は、本県が本事業を実施するにあたって、設計施工一括発注方式（以下、「DB 方式」という。）で選定する設計・施工者（以下「受注者」という。）に要求する、設計業務や施工業務等の最低基準を示すものである。なお、受注者が要求水準書を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

4　要求水準書の変更

県は、本事業期間中に、法令等の変更や災害の発生、その他の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。

県は要求水準を変更する場合、事前に受注者に通知する。要求水準の変更に伴い契約の変更が必要となる場合、必要に応じて契約変更を行うものとする。

5　関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号)、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号)、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号)、消防法（昭和 23 年法律第 186 号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号)、宮崎市景観条例（平成 19 年条例第 35 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとし、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
ケ 建築設備設計基準
コ 建築工事監理指針
サ 建築改修工事監理指針
シ 電気設備工事監理指針
ス 機械設備工事監理指針
セ 官庁施設の総合耐震計画基準
ソ 地質・土木調査業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
タ 設計業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
チ 建築設計業務委託共通仕様書（宮崎県総務部）
ツ 土木工事共通仕様書（宮崎県県土整備部）
テ 土木工事施工管理基準
ト 工事事務処理要領
ナ その他関係適用基準等

6　本事業における留意事項

ア　施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
イ　施工用の電力・給水は、構内設備の２次利用をする場合は、学校管理者と協議し、子メーターを取り付けるなど、使用量に応じた料金を支払うこと。
ウ　新設建物に別途整備予定の什器備品については、別紙（機器・備品リスト）を参照すること。また、その据付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

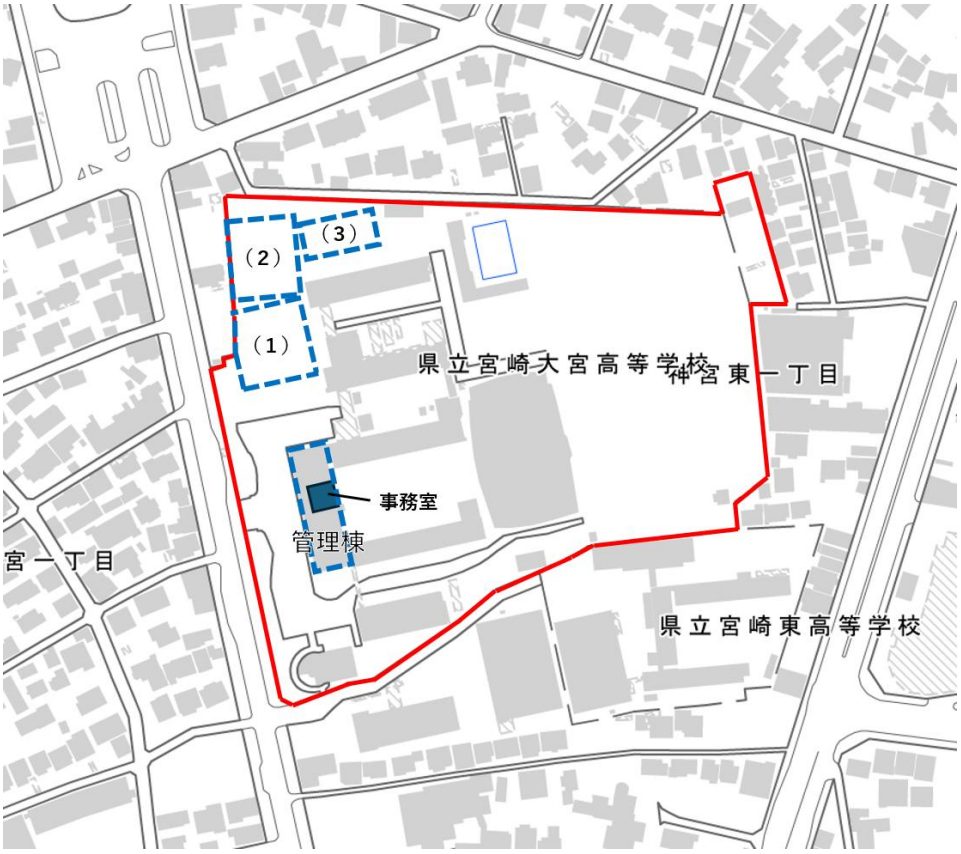
エ　機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
オ　機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
カ　学校の運営中での施工であるため、生徒及び教職員に配慮した工事管理を行うこと。
キ　周辺住民や施設利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
ク　緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
ケ　各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、行政手続き、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする。

II　整備事業対象施設の要求水準

1　基本的な考え方

（1）計画施設の概要

配置	計画	摘要	備考
（1）	・テニスコート（砂入り人工芝）の撤去 ・研修実習棟の新設	・構造：提案による ・階数：提案による ・延床面積：650 ㎡以上を想定 ・既存校舎との渡り廊下を設置	・別途発注にて既設 LED 照明器具の（3）への移設を想定 ・別途発注にてネットワーク機器（L2 スイッチ、アクセスポイント）の設置を想定
（2）	・テニスコート 2 面の改修（別途発注）	・砂入り人工芝に改修	
（3）	・テニスコート 1 面の改修（別途発注）	・砂入り人工芝に改修 ・照明設備の整備（（1）からの移設含む）	



配置図

（２）配置計画

① 研修実習棟を既設テニスコート（１）内に配置すること。

② 研修実習棟からの排気や、空調室外機及び設置機器等の騒音・振動が近隣へ影響を及ぼさないよう、適切な離隔距離を確保すること。

③ 既存校舎からの移動、外部来訪者のアクセスを考慮し、適切な動線計画すること。

④ 研修実習棟西側は、既設テニスコート（２）付近への緊急車両の進入路を考慮した配置計画とすること。

（３）意匠計画

① 研修実習棟は、科学と社会が交わる知の創造拠点にふさわしい先進性、革新性を感じさせるシンボリックなファサードを提案すること。

② 施設の外観・内装は、既存校舎や周辺の景観から逸脱しない形態・色彩・構成とすること。

③ 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に違反しないこと。

④ 県産材の利用促進のため、利用者の目に触れる場所に県産資材を使用すること。

（４）施設の環境

① 施設の各機能に応じた適切な電気設備、給排水設備、給湯設備、換気設備、空気調和設備を備えたものとすること。
② 日射を遮るための庇やルーバーの設置、自然光の利用、自然風を取り込む開口部の工夫など、自然エネルギーの活用を図ること。
③ 環境、防音対策、施設の維持管理面において、ランニングコスト低減等に配慮したものとすること。
④ 熱中症や感染症を考慮し、空調や換気等の対策を施した施設とすること。

（5）施設の安全性
① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。
② 施設の利用者の安全性を考慮した計画とすること。

（6）研修実習棟の整備
① 研修実習棟と東側既存校舎を結ぶ渡り廊下を整備すること。
② 当該学校関係者だけではなく、外部利用者も考慮した設計とすること。
③ 施設利用者が快適に利用できるスペースや設備を備えた設計とすること。
④ ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。

（7）実施計画
① 研修実習棟は令和 11 年 2 月から利用する予定であり、工程の進捗管理に努めること。

（8）独自提案
① 施設の目的、機能に対し有効と思われる施設・設備等がある場合は提案すること。

2 施設全体の要求水準
（1）研修実習棟
① 構造
・ 構造は企画提案による。
・ 階数は 1 階以上を想定している。
・ バランスの良い耐震性のある構造とすること。
・ 設計前に地盤・既存地下埋設物の調査を行い、地盤条件に適合した経済的かつ合理的な基礎・杭の工法を提案すること。

② 規模及び仕様
・ 1 の基本的な考え方の計画施設の概要を満たす規模及び平面計画とすること。
・ 床面積は 650 ㎡以上とすること。
・ 出入口は、学校関係者の他、外部からの利用者にも配慮した配置及びアプローチの動線

計画とすること。なお、メインの出入口の他に、既設校舎からの利用者のための出入口を設けてもよい。

・　所要室は、大ホール、倉庫、職員控室、トイレ、ロビー（又はホワイエ、廊下）及び4室の実験室を備えるものとする。なお、それぞれの床面積は、大ホール240㎡以上（80人以上の利用を前提とするが、空間等の有効活用により、最大限の収容人数を確保できる提案を期待する。）、職員控室24㎡以上、実験室は1室あたり60㎡以上を想定している。
・　屋上を設ける場合は、防水対策や転落防止対策を行うこと。
・　屋根、外装材は耐久性があるものとすること。
・　諸室の用途、特性を考慮し、相互の活動に影響を及ぼさないよう、適切な部屋の配置を検討すること。
・　諸室には、別紙（機器・備品リスト）の設備・備品を配置することを想定した計画とすること。
・　諸室の計画は以下のとおりとする。

ア　大ホール

・　無柱空間を原則とし、後方からでも前方スクリーンの視認性が確保できるよう、適切な有効面積、天井高さ等を確保すること。
・　窓は必要に応じて遮光でき、ホール内を暗転できる計画とすること。
・　空間を2～3室に分割でき、収納が容易で遮音性のある可動間仕切りを設けること。
・　ロビー（又はホワイエ、廊下）から間仕切りした各室へ出入りできる計画とすること。
・　床はフリーアクセスフロア（タイルカーペット敷）とすること。なお、高さは100mm以上とし、支柱による床高調整が可能な仕様が望ましい。
・　床・壁・天井は音響に配慮した仕様とすること。
・　部屋の分割に対応でき、騒音に配慮した適切な空気調和設備及び換気設備を設けること。
・　照明は部屋の分割や用途に合わせて切り替えられる機能（手元リモコンによる個別点滅、調光機能等）を有すること。
・　部屋の分割にも対応できる適切な音響設備を設けること。
・　メインのスクリーン、プロジェクターのほか、部屋の分割に対応できる予備のスクリーン、プロジェクターを設けること。
・　スクリーン、プロジェクターは天井吊り形を原則とし、スクリーンを使用しない時は巻き上げられる仕様とすること。
・　モバイル端末等の使用を想定し、床面に適切にコンセントを配置すること。

イ　倉庫

・　大ホールからの機材等の出し入れに配慮した配置とすること。
・　入口は開閉しやすい引き戸とし、開口を十分に取ること。

・　収容人数に応じた机及び椅子を収納できるスペースを確保することが望ましい。

ウ　職員控室

・　ロビー（又はホワイエ、廊下）から入室できる配置とすること。
・　３名以上が事務机で十分に作業できるスペースを確保すること。
・　職員控室の玄関ホールに面する箇所には、外部利用者の対応を目的とした受付カウンターを設けること。
・　講師等の控えスペースを設けること。

エ　実験室（４室）

・　各実験室は、以下の用途・活動を想定している。

実験室名	用途・活動	備考
実験室 A（バイオ）	微生物の培養、DNA 分析、顕微鏡による観察など	生物室同等
実験室 B（フード）	食材の定性・定量分析及びデータ化など	化学室同等
実験室 C（マテリアル）	半導体関連材料等の物性測定、表面解析など	化学室同等
実験室 D（マニュファクチャリング・情報）	IoT デバイスの試作、プログラミング、3D 造形など	情報室、技術室同等

・　ロビー（又はホワイエ、廊下）から入室できる配置とすること。
・　ロビー（又はホワイエ、廊下）からの視覚的な連続性を確保し、室外からでも活動の様子が視認できる空間構成とすることが望ましい。
・　内部仕上げは、各部屋の用途・活動を考慮し、適切な仕様とすること。
・　実験室 A と実験室 C は相互の関連性が高いため、隣接して配置するとともに、両室間に扉を設けることが望ましい。
・　実験室 C から発生する臭気が実験室 B に流入した場合、分析に支障を来すおそれがあるため、実験室 B と実験室 C は、臭気の影響を低減できるよう可能な限り離して配置することが望ましい。
・　実験室 D（マニュファクチャリング・情報）の床はフリーアクセスフロア（タイルカーペット又はビニル床タイル敷）とすること。なお、高さは 100mm 以上とし、支柱による床高調整が可能な仕様が望ましい。
・　空気調和設備及び換気設備は、各室の用途、実験機器等からの排気、排熱及び有害物質の拡散防止を考慮し、適切な換気量、室圧及び温湿度環境を確保できる能力を有するものとすること。

・　別紙（機器・備品リスト）の機器の配置に必要な電気設備、給排気設備、給排水設備、ガス設備等を適切に敷設すること。

オ　トイレ

・　男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレを整備すること。
・　大ホール、実験室利用者の動線に配慮した配置とすること。
・　多目的トイレは車椅子利用、オストメイトに対応したものとすること。

カ　ロビー（又はホワイエ、廊下）

・　通路として通過するだけではなく、施設利用者間の交流・協働を促す空間構成とすること。また、適度にテーブルや椅子を配置でき、立ち話、文献調査、個人作業等が可能なスペースを設けることが望ましい。
・　複数の対話が同時に行われても過度に反響しないよう、音響に配慮した内装とすること。
・　壁面の一部に、直接書込み・消去ができ、マグネット掲示にも対応したホワイトボードや、活動に必要な書籍、資料、研究成果物などを保管できる造り付けの書棚を設けることが望ましい。

③　設備計画

・　新設建物への電力供給について、既設受変電設備の能力を調査した上で、最適な方法を提案すること。
・　コンセント等の建物に係る電気設備は、各室の用途を踏まえ、適宜配置すること。
・　照明設備はLED型照明器具を原則とし、安全面に配慮した照明計画（照度及び照度分布）とすること。また、ほこりが付着しにくいものとするなど、日常の清掃、点検、保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるよう配慮した器具を選定すること。
・　非常用照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法規に基づき設置すること。
・　防火設備、消火設備、自動火災報知設備等を関連法規に基づき設置すること。
・　管理棟事務室のL3スイッチから新設建物まで、光ファイバー敷設（地中配管含む）を行うこと。
・　職員控室内にネットワーク機器（19インチ、1Uサイズの L2 スイッチ HUB 及び光成端箱）を配置するスペースを設けること。
・　大ホール、職員控室、ロビー（又はホワイエ、廊下）及び各実験室に無線ＬＡＮ用の位置ボックス（大ホール3か所、他1か所ずつ）を設け、職員控室のスイッチ HUB からアクセスポイント設置箇所までの配管配線を行うこと。なお、LAN 配線の仕様は CAT6A とすること。
・　設備配管、ダクト、機器類は、将来の修繕や更新が容易に行える配置計画とし、適切な

メンテナンススペースを確保すること。

・　給水・排水設備は、施設の用途に応じた適切な水量を安定して供給・処理できる計画とすること。

（2）その他留意事項

①　（1）以外に、周辺外構など、配置・改修した方がよいと思われる施設等があれば提案すること。この場合、請負金額の増額は行わない。

②　研修実習棟について施工後 10 年間のメンテナンス必要経費概算費用（内訳書）を作成し、企画提案時、完成検査時に提出すること。

③　既存施設（工作物）の解体撤去等

・　事業予定敷地内で不要となるフェンス（東面、南面及び西面の一部)、テニスコート表層、給排水設備等を適切に撤去し処分すること。

・　LED 照明器具移設後の照明柱のうち、南側の 1 本については、既設架線を移設の上、撤去を原則とする。

・　撤去費用は本事業の費用に含めること。

④　別途発注のテニスコート改修、ネットワーク機器設置との協議・調整を図ること。

Ⅲ　業務実施に係る要求水準

1　事前調査業務

受注者は、本業務を確実に履行するために必要な以下の調査等を、適切な時期に実施すること。

（1）地盤調査

受注者は、実施設計、構造性能評価等のための地盤調査を必要に応じて実施すること。

（2）電波障害調査

受注者は、新築建物の計画が「宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱」に該当する場合は、同要綱に基づき、自己の責任と負担において電波障害の事前予測調査を実施し、近隣住民への説明及び関係機関への届出を行うこと。

（3）その他調査

その他、設計や施工に必要な調査については、その後の業務進捗において柔軟に対応できるよう適切な時期に実施すること。

2　設計・工事監理業務

（1）設計内容

工事実施に先立ち次の設計業務を行うこと。

①　基本設計

・　実施設計を行う前に基本設計を行うこと。
・　基本設計において準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、基本設計図書を発注者に提出し、承諾を得ること。
・　提出する基本設計図書の構成は次表のとおりとする。

図書名	体裁	部数
基本設計図書 ・建築、構造、設備、外構等を含む図面	A4（見開き A３）	３部
基本設計図書（概要版） ・設計概要、主要図面、透視図等	A4（見開き A3）	３部
設計内容説明資料 ・簡易な透視図、日影図 ・各種技術資料等	A4（見開き A3）	３部
打合せに関する書面	適宜	適宜
電子媒体（WORD、EXCEL、PDF、CAD 等） ※CAD 等形式等については協議による	CD-R 等	適宜

（注）成果物は、発注者の指示により、製本とする。

② 実施設計

・　実施設計において準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物を発注者に提出し、承諾を得ること。
・　計画的で無理のない工程とし、施工の全体工程表を作成し提出すること。
・　提出する実施設計成果物の構成は次表のとおりとする。

図書名	体裁	部数
実施設計図書 ・建築、構造、設備、外構等を含む図面	A1 A4（見開き A３）	各３部
実施設計図書（概要版） ・設計概要、主要図面、透視図等	A4（見開き A3）	３部
各種計算書	適宜	適宜
数量内訳書	適宜	適宜
計画通知図書	A4（申請折り）	適宜
関係法令申請書	適宜	適宜
打合せに関する書面	適宜	適宜
設計内容説明書 ・透視図、鳥瞰図、日影図 ・各種技術資料等	A4（見開き A3）	３部
構造計算データ	適宜	適宜

省エネルギー関係計算書	適宜	適宜
全体工程表	適宜	適宜
電子媒体（WORD、EXCEL、PDF、CAD 等） ※CAD 等形式等については協議による	CD-R 等	適宜

（注）成果物は、発注者の指示により、製本とする。

（２）打ち合わせ

打ち合わせは次の①～④の区切りのほか、本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて随時行うものとする。また、①、③、④については、管理技術者が立ち会うものとする。

①基本設計業務着手時

②調査開始時

③基本設計終了時

④実施設計終了時

受注者は、監督員と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、速やかに監督員の確認を受けること。

（３）設計・工事監理体制及び技術者等の配置

設計・工事監理にあたっては、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、高校教育改革「みやざきモデル」宮崎大宮高等学校整備事業　企画提案競技実施要領（以下、「実施要領」という）様式４に記載するとともに、資格や経歴等がわかる資料を添付すること。

① 管理技術者

・ 一級建築士の資格を有すること。

・ 企画提案書提出日の前日時点において、３か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

② 担当技術者

・ 担当技術者を２人以上配置することができること。

・ 一級建築士、二級建築士、建築設備士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の資格を有する者であること。

・ 企画提案書提出日の前日時点において、３か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

・ １人以上は、実施要領の「３　資格要件」（３）① 施工実績に関する事項のアに記載した業務実績に関する事項を満たす業務において、管理技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。

③ 工事監理者

・　一級建築士の資格を有すること。
・　企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

3　施工業務

（1）施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。また、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、実施要領様式4に記載するとともに、資格や従事した経歴等が分かる資料を添付すること。

①　主任技術者又は監理技術者

次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者(※1)として専任で配置することができること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(※2)は専任を要しない。

ア　次のいずれかに該当する者であること
・　一級建築士の資格を有する者
・　二級建築士の資格を有する者
・　一級建築施工管理技士の資格を有する者
・　二級建築士施工管理技士（建築）の資格を有する者
・　建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者

イ　監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　実施要領3（3）② に示す施工実績に関する事項を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。

エ　企画提案書の提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

※1　下請契約の請負代金の総額が8,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

※2　「監理技術者制度運用マニュアル」及び「宮崎県公共事業情報サービス（「R6.12.25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて」及び「R6.12.25 改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて」）を御確認ください。

②　現場代理人（JV代表者から配置すること）

・　企画提案書提出日の前日時点において、３か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
・　工事現場稼働中において、現場に常駐し、発注者と連絡が取れる者を配置すること。